

西みずほ台保育園 重要事項説明書

保育の提供にあたり、西みずほ台保育園（以下「当園」という）は、当園は、「富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」とその他関係法令を遵守し、事業を実施する。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 成久会
所在地	富士見市大字水子字西松原6573-8
電話番号	049-268-5558
代表者氏名	理事長 中川直隆

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	西みずほ台保育園
施設の所在地	富士見市大字水子字西松原6573-8
連絡先	電話番号 049-268-5558 FAX 049-268-5533
管理者	園長 成田佳奈
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 53人 満1歳以上満3歳未満の児童 28人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	平成18年4月1日

3 施設の目的・運営方針

西みずほ台保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	758.85㎡
	園庭	230.00㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	延べ面積	760.70㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	うさぎ組（満2歳児クラス） こあら組（満3歳児クラス） ぱんだ組（満4歳児クラス） らいおん組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
一時保育室		

5 職員の配置状況（2024年2月現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	12	7	5	
保育士補助	1		1	
栄養士	1	1		調理員兼務
調理員	2	1	1	
事務員	1	1		

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）のうち実働8時間
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）のうち実働8時間
保育士補助	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）のうち契約時間
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：30～16：30）のうち契約時間
事務員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他通勤時間等の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労時間その他通勤時間等のやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時29分及び18時31分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他通勤時間等の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労時間その他通勤時間等のやむを得

ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時29分まで又は16時31分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食（準備）	午後間食
0歳児	9：30～9：50	11：00～11：45	15：15～15：45
1歳児	9：30～9：50	11：00～11：45	15：15～15：45
2歳児	9：30～9：50	11：00～11：45	15：15～15：45
3歳児	—	11：30～12：15	15：30～16：00
4歳児	—	11：30～12：15	15：30～16：00
5歳児	—	11：30～12：15	15：30～16：00

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(3) その他

一時預かり事業を実施しています。（現在休止）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	中川内科小児科医院
医 院 長 名	中川 勝
所 在 地	富士見市西みずほ台 1-20-6 みずほ台ビル 2F
電 話 番 号	049-254-1545

(2) 歯科

医療機関の名称	エイジング歯科
医 院 長 名	山田猪熊
所 在 地	川越市霞ヶ関 3-2-5
電 話 番 号	049-237-4747

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号： 園指定様式にて別途 提出をお願いします
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄： 園指定様式にて別途 提出をお願いします
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄： 園指定様式にて別途 提出をお願いします

1 3 虐待防止のための措置

- (1) 当園は園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
- (2) 園児に不適切な養育の兆候が認められる場合、その他必要な場合は児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所へ通告等を行う他、関係機関と連携し必要な対応を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任：網中美喜 ・ご利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 049-268-5558 F A X 049-268-5533 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	大山勝之	電話番号 048-832-5055
		役職等 税理士
	川村伸二	電話番号 048-473-6091
		役職等 有料老人ホーム マネージャー
	勝山 祥	電話番号 049-262-4015
		役職等 富士見市市議会議員

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険、傷害保険（O-157等+地震補償付）
保険の内容	(ア) 園賠償責任保険（園に賠償責任が発生した場合） (イ) 保育園児団体傷害保険 （園の管理下で園児がケガをした場合）
保険金額	(ア) 対人1名2億円/1事故10億円まで、対物1事故200万円 (イ) 死亡・後遺障害108万円、入院日額1,500円、通院日額1,000円

1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

2024年2月 現在

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布団乾燥費	年10回布団乾燥を外部委託しているため	月額 220円
主食費	3～5歳児に係る給食費	月額 800円
副食費	3～5歳児に係る給食費	月額 4,500円
月刊誌に係る費用	3～5歳児に係る給食費 (年齢により異なる)	月額 440～480円
パンツ代 紙おむつ代	保護者用意分で不足したとき	パンツ 350円/枚 紙おむつ 50円/枚
マスク代	保護者用意分で不足したとき	20円/枚
園指定布団・シート代 (入園時)	規格を統一しているため	敷き布団 5,100円 シート 1,980円
園指定カバン代 (入園時)	規格を統一しているため (3～5才児)	2,500円
園指定体操着代 (入園時)	園行事で使用するため (3～5才児・年齢により異なる)	4,400～4,840円
教材費(入園・進級時) (名札・帽子・ しゅっせきノート)	日常の保育で使用するため	名札 127円 帽子 970円 しゅっせきノート 600円 自由画帳(追加分) 250円
コドモンICカード	追加発行分	500円
写真代	入園式の記念写真 (上記以外はハイチーズにて直接販売)	600円

2 時間外保育に係る利用者負担

保育認定時間外の保育については、1回200円(朝・夕利用は400円)、
又、面談による月極利用の場合は、月額2,500円となります。
なお、公共交通機関の遅延などによるやむを得ない理由は除き、午後7時を
超過した場合の遅延料金は1回につき3,000円となります。

※ 上記費用の支出は、郵便局(ゆうちょ銀行)の口座振替をもって領収
致します。(一部項目を除く)
領収書の発行は、保護者の請求があった場合のみ交付致します。